

受講者各位

## 農地法の改正について

株式会社教育プランニング  
宅建事務局

この度は、弊社の宅建講座を、ご利用いただき誠にありがとうございます。  
農地法の改正に伴う訂正がありましたので、以下訂正し、深くお詫びいたします。

### 1. 改正の主旨

農地法第4条及び第5条での許可権者が、従来の面積による区分(4haを超える場合は、農林水産大臣、以下の場合は都道府県知事)が改正され無くなり、面積に関係なく許可権者は都道府県知事等になりました。(ここでいう「等」は、指定市町村長。テキスト1・368頁の4の(1)参照)

### 2. 改正の箇所と対処方法

#### ◎宅建 DVD 講座について

- ・「法令上の制限 No. 10」のチャプター1「農地法」に不要な箇所がありました。  
⇒ 改めまして、改訂版「宅建 DVD 講座(No. 10)※」を、7月6日以降お送りいたします。  
(7月6日以降のお申込みは改定版をお送りいたします。)

#### ◎宅建 web 講座について

- ・「法令上の制限」項目 10-1 の「農地法」に不要な箇所がありました。  
⇒ 訂正済の改訂映像を、7月6日より公開いたします。

#### ■以下の訂正をお願いいたします。(※7月6日以降のお申込みは修正版を送付いたします。)

- ・「過去問ファイル a」の「No.154」(163 頁)の解説文  
⇒ 肢4の1行目の「又は農林水産大臣」を削除
- ・「科目別テスト集」の「科目別テスト③」の問 18 について以下の 2 か所の訂正。  
⇒ 肢3の「農林水産大臣」を、「都道府県知事等」に訂正。  
⇒ 肢4の「都道府県知事又は農林水産大臣」を、「都道府県知事等」に訂正。  
(通信講座受講者で、科目別テスト③を提出済みの方は、訂正版の「解説書」を再送付いたします。)
- ・「よくわかる宅建図解集」の 25 頁の「農地法」の表4列目の  
⇒ 3 段目、2 行目～4 行目を削除し、「・都道府県知事等」のみに。  
⇒ 4 段目、2 行目～10 行目を削除し、「・都道府県知事等」のみに。

※テキストの上記改正部分は改訂済みです。

※お申込講座によって付属教材が異なります。上記教材が付属の場合は訂正をお願いいたします。

※その他の改訂、訂正、不動産の統計のデータにつきましては、8月中旬以降に弊社ホームページ及び受験ニュースにてお知らせいたします。

以上、大変お手数をおかけ致しますが、宜しく願いいたします。